**消　　防　　計　　画**

（目　的）

第１条　この消防計画（以下「計画」という。）は、消防法第８条第１項の規定に基づき　　　　　　　　　　における防火管理業務について、必要な事項を定め火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は、当建物に勤務、又は出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第３条　当建物の火災予防の徹底を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び検査員を置く。

２　前項の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者  （　　　　　） | 火元責任者  （　　　　　） | 建築物の管理  吸殻、ストーブ等の火気管理  落下、転倒防止  火気使用設備器具の管理  消防用設備等の日常点検  避難施設の管理  階段や防火扉の前に物が置いてないか確認 |
| 検査員  （　　　　　　） | 電気設備器具等の安全確認  機械設備の管理  危険物施設の安全管理及び検査 |

（建物等の自主検査）

第４条　防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について別添自主検査票に基づき自主検査を１年に　　回（　　月　　月）に実施し、その結果を３年間保存して不備欠陥事項の生じたときは、管理権原者に報告するとともに早期修繕に努める。

（不備欠陥等の整備）

第５条　防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所がある場合、管理権原者に報告し改修を図らなければならない。

（消防用設備等の法定点検）

第６条　消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を下記により点検資格者（消防設備士）に行わせ実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 点　検　日　時 | 点検者（委託業者） |
|  | ６カ月に１回  　　　　　　月、　　　月 | （　　　　　　　） |

（点検検査の記録及び報告）

第７条　防火管理者は、点検検査の結果をその都度記録するとともに、消防用設備等の法定点検結果については、　　年に１回西尾市消防長に報告しなければならない。

（自衛消防組織）

第８条　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

２　自衛消防隊の組織及び任務分担及び任務は、別表１のとおりとする。

（震災対策）

第９条　震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

⑴　日常の地震対策

ア　建物内の棚、物品等の転倒、落下危険の有無の検査

イ　火気使用設備器具等の転倒、落下危険の有無の検査

ウ　危険物施設における危険物品の転倒、落下危険の有無の検査

エ　震災用備蓄品を確保するとともに、定期的に検査する。

⑵　地震後の安全措置

ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ　二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具等は点検・検査を実施する。

ウ　各設備器具は安全を確認した後、使用する。

（東海地震）

第１０条　地震予知対応策

　１　情報の収集伝達

⑴　東海地震注意情報から警戒宣言発令時までの措置

ア　東海地震注意情報を知った防火管理者は館内にいる利用者に口頭によりその事実を知らせ、警戒宣言発令時に備え、関係者（自衛消防組織）の任務の確認、指示等を行う。

イ　東海地震注意情報の利用者への伝達は、混乱防止に十分配慮して放送設備等（口頭等）により伝達を行う。

⑵　警戒宣言発令時の措置

ア　大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った関係者は、直ちに防火管理者に報告し、館内にいる関係者にその事実を知らせる。

イ　警戒宣言発令の利用者への伝達は、関係者（自衛消防組織）が配置についた時点で、放送設備等（口頭等）により伝達を行う。

２　警戒宣言発令時の活動

　　　　防火管理者は、東海地震注意情報が発せられたことを知ったときは、自衛消防組織に定めるとおり応急対策を行う。

なお、この時点をもって閉館とし、利用者及び関係者は帰宅させる。

（南海トラフ地震）

第１１条　南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表３のとおり指定する。

⑴　地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。

⑵　隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

（隊長等の権限及び業務）

第１２条　隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

⑴　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

⑵　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

⑶　避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

⑷　利用者を　　　　　　　　　　に集合させ避難させること。

⑸　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第１３条　南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の業務）

第１４条　情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

⑴　隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

⑵　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、利用者、その他の関係者に伝えること。

⑶　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた利用者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）

第１５条　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

⑴　地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに所定の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所（別表第１に記載）までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。

⑵　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

⑶　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

⑷　利用者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（その他不測の事態）

第１６条　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画（地震防災規程）どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓練）

第１７条　防火管理者は、関係者に対して下記の訓練と教育を行うものとする。

１　火災を想定とした訓練　　月　　月実施　　（年２回以上）

　　※　防火管理者は消防訓練を実施しようとするときは、実施の３日前までにその旨を西尾市消防長に届け出なければならない。

２　東海地震予知情報等に関する訓練　　（年１回以上）

３　その他町（町内会）が行う防災訓練

４　南海トラフ地震（津波対応）に関する訓練　　（年１回以上）

（教育）

第１８条　隊長（防火管理者）が利用者に対して行う教育は次による。

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

２　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

３　地震及び津波に関する一般的な知識

４　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

５　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に利用者等が果たすべき役割

６　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

７　今後地震対策として取り組む必要のある課題

（広報）

第１９条　隊長（防火管理者）が利用者等に対して事前に行う広報は次による。

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

２　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に出火防止、利用者同士が協力して行う救助活動、避難行動、自動車運行の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識

３　正確な情報入手の方法

４　防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容

５　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

６　各地域における避難地及び避難路に関する知識

※南海トラフ地震の避難経路図を作成する。（一時避難場所は近くの高台）

（東海地震及び南海トラフ地震時の避難）

第２０条　当建物の避難場所は、　　　　　　　である。遠方などで、帰宅出来ないお客様、南海トラフ地震の津波発生時は、　　　　　　　の位置及び当建物からの避難経路、方向を知らせると共に図面を掲示する。（別添図面）

（消防機関への報告、連絡）

第２０条　防火管理者は、防火管理の適切を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行う。

⑴　消防計画の変更の届出（改正の場合はその都度）

⑵　防火管理者の選任及び解任の届出

⑶　改装工事時の「工事中の消防計画」届出

⑷　消防用設備等の点検結果の報告

⑸　防火・教育訓練指導の要請

⑹　その他

　　　附　　則

　　この消防計画は、令和　　年　　　月　　日から施行する。

別表１　自衛消防組織の編成及び任務等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 火災発生時の任務 | 警戒宣言が発せられた場合の任務 | 隊員名 |
| 自衛消防隊長　　　（防火管理者） | 通報連絡担当 | ⑴　非常ベルを鳴らす。  ⑵　１１９番に通報する。  ⑶　到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。 | 〇情報収集担当とする。  ⑴　テレビ、ラジオ等により情報を収集する。  ⑵　自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。  ⑶　非常持出品､非常食及び飲料水の準備。 |  |
| 初期消火担当 | ⑴　水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。  ⑵　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 | 〇点検担当とする。  ⑴　担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。  ⑵　火気使用禁止を行う。  ⑶　ガスボンベ等の固定確認。  ⑷　ボイラー､バルブの閉鎖､燃料停止。  ⑸　水バケツ､消火器の準備をする。 |  |
| 避難誘導担当 | ⑴　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。  ⑵　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 | 〇火災発生時の任務と同じ。  ⑴　警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。  ⑵　警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。  ⑶　拡声器等を利用して混乱防止に努めること。 |  |

　別表２

**地震防災隊組織表**

地震防災隊長

地震防災副隊長

情報収集連絡班

避難誘導班

**地震防災隊活動要領**

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分 | 任務内容 |
| 地震防災隊長 | １　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。  ２　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。  ３ 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。  ４　従業員を　　　　　　　　　　集合させ避難させること。  ５　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。 |
| 情報収集連絡班 | １　隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。  ２　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客、その他の従業員に伝えること。  ３　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。 |
| 避難誘導班 | １　地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。  ２　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。  ３　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。  ４　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。 |